

季刊

労働 おきなわ

2008 Spring

NO.101



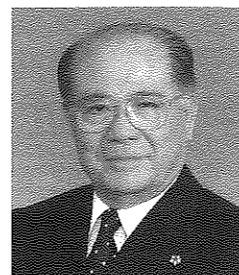
沖縄県観光商工部雇用労政課

目次

◆ Relay Essay	
沖縄県職業能力開発協会 会長 仲里 政幸	1
◆ 中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況	3
◆ 雇用最適化支援事業について	4
◆ 県外企業職場体験実習受入事業所表彰式	5
◆ INFORMATION	
労働保険年度更新のお知らせ	6
パートタイム労働法が改正されました	7
労働条件書面明示強化月間	8
労働契約法が施行されました	9
平成20年度前期技能検定受検案内	10
技能五輪沖縄県予選大会参加希望選手募集	11
沖縄県ワークライフバランス認証企業の紹介	12
障害者自立支援調査研究プロジェクト	13
◆ 労働相談	14
◆ 労働委員会だより	15
◆ 労働経済指標	16



表紙の写真は、日本で一番早い桜まつりで有名な本島北部の寒緋桜です。濃いピンク色の桜が鮮やかに彩り、訪れる人の目を楽しませてくれます。



『世界の観光都市 ヴェネチア』で ゴンドリエーレの青年に学ぶ

沖縄県職業能力開発協会 会長 仲里 政幸

私がプライベートで初めてヨーロッパを訪れたのは、'99年に孫娘の1歳の誕生日を祝う為だった。それまでに（ロータリークラブの世界大会）や（PTA全国協会の視察及びJCIコンファレンス等）と役職で行く機会があったが、全くのプライベートはこの時が初めてで、女房孝行にも絶好のチャンスであった。仕事を兼ねている場合は何かとスケジュールも慌ただしいが、娘家族との旅は訪れる土地をじっくりと眺め、感じる事のできるものであり、以来、都合3回の旅に出かけた。そのなかでも職務柄特に印象に残った話を2つ紹介してみたい。

'07年8月、3度目の旅では久しぶりにヴェネチアへ足を運んでみた。歴史的建造物が数多く残るイタリアは世界でも指折りの観光国である。その一都市ヴェネチアは、街そのものが世界遺産に登録されている。イタリア東北部アドリア海に浮かぶこの水の都は大小合わせて120を越す小島と170以上の小運河からなり、400に及ぶ橋がかかっている。面積は沖縄の約5分の1程度だ。街の中への自動車の乗り入れは禁止されており、住んでいる人々も訪れた人々も大小さまざまな橋を渡りながら石畳の上を歩くか、又は運河を行き交う水上バスやタクシー、フェリーボートといった水上の交通機関を利用するのだ。

ホテルで朝食をとっていると、大運河の向こうには海の上に浮かんでいるかのように教会が建っており、その前を水や食料を仕入れてきたボートが忙しそうに往来し1日の始まり

を感じさせる。車のない一見不便そうな生活だが、それは人間が創り出した地球上2つとない街の姿であり実に1500年以上の歴史を誇っている。

ヴェネチアを訪れる観光客は年間1200万人（沖縄県は平成19年586万人）で、ヴェネチアの人口は約27万人。市民のほとんどが何らかの形で観光産業を支えているといっても過言ではない。古くから受け継がれている観光資源をベースとして築き上げた都市観光に、絶対的な自信を持ち守り続けている。

ヴェネチア最後の晩はやはりゴンドラに乗ってみた。ゴンドラを操る人の事を『ゴンドリエーレ』という。昼のヴェネチアも美しいが夜のヴェネチアもまた格別だ。美観を損ねるといふ観点から街灯やゴンドラ用の信号があまりない為、漆黒の中、ゴンドラが水路を曲がる時は出会い頭にぶつからない様、ゴンドリエーレ達は低い声で合図を送りあい相手を確認するのだ。特に狭い水路では自分の足で壁を蹴ったりしながら揺れることなく進むあたりプロの技である。

乗り込んで最初に『何語で説明してほしいか?』とたずねてきた。彼は史跡の案内を数ヶ国語で説明する事ができた。途中『なぜゴンドリエーレになったのか?』という私の質問に彼は胸を張って『僕は3代目なんだよ』と答えてくれた。彼はよりお客さんに満足してもらう為に自国の歴史を学び、語学を習得し、ゴンドラの技術を身に付けた。『お客様に何

かあった時のための着衣水泳での救難テストが一番大変だったよ』、と笑いながら話してくれた。その彼の話し方は自らの仕事に誇りを持ち、熱意を傾け、更に個人としての付加価値を付ける努力を惜しまない自信に満ちた姿であった。水の都、世界の観光都市ヴェネチアで Gondriere の青年に出会えた事はヴェネチアを強く心に残る旅にしてくれた。

孫に会う為の私達夫婦の旅も3回目を数え、滞在日数は回を重ねる毎に伸び、去年は1ヶ月という余裕を持ったスケジュールとなった。何ヶ国もが隣接する欧州では一度の滞在中に数カ国を訪れる事が可能である。

元来、私達夫婦は洋食も比較的良く口にし、その土地の料理にチャレンジしてみるのも好きである。しかし、そうは言っても異国の地で出会う日本食の味はやはり格別であり、ホッと一息つくことができる。

一昔前まで日本食といえば、黒い海苔が不気味だからと口にしない外国人も少なくなかったが、今やパリやロンドンと言った大都市だけでなく、旧東欧のプラハや北ドイツの港町ハンブルグといったところでも、日本食は素晴らしい食文化として受け入れられている。世界的な健康志向の追い風も受け、更にシェフ達の巧みな技を駆使した、見た目・味わい共に世界に類を見ない料理の数々は、おもてなしの姿勢と共に高い評価を受けている。アムステルダムやバルセロナでも予約を取らなければ入れない程の繁盛ぶりであり、日本となら変わらない美味しさである。

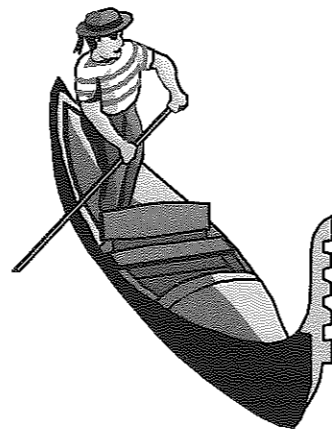
沖縄へ戻りこれらの旅を振り返った時に思い出すのは、美しい景色や遺跡もさる事ながら、心のこもったサービスにふれた時の事である。相手を大事に思い、おもてなしをする心が旅

を更に素晴らしいものにしてくれる。

そこにあるのが当然のように何気なく食べている日本食や琉球料理。毎日ふれる沖縄の自然、スギ花粉症もなく四季を通して温暖な気候。いつでも見る事の出来る世界遺産『首里城を中心とするグスク群等』、第二次世界大戦の犠牲者となった人達を国籍の関係も差別もなく24万余柱を祀った平和祈念公園等、しかもそれは当たり前どこにでもあるものではなく、沖縄にしかない非常に価値の高いポテンシャルであり、地球規模で考えても自信を持って提供できる文化であるという事を私は旅の途中に確信した。

県民自らが身につけた技術や、技能、周りにある環境の価値の高さを再確認し、更にその特徴に磨きをかける事により、価値を高め、自信をうみ、自分の仕事を通してお客様に満足して頂きたいという、県民ひとり一人の心が、またそこを訪れたいという気持ちに結びついていくものなのである。

観光立県を標榜する沖縄県の今年の目標は620万人、そして将来1000万人観光誘客は決して夢ではない、沖縄県職業能力開発協会が所管する技能検定行政も『終極』の根源はそこに根差したものでありたい。



平成19年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況

平均妥結額 488,965円 平均要求額 624,570円

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成19年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況調査の結果をまとめた。
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業181社を対象に、平成19年12月31日時点での要求・妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、134社から回答が得られ、要求・交渉のあった108社のうち、妥結に至った企業は107社で、妥結率は99.1%となっている。
- ◇ 平均妥結額は488,965円で、平均要求額は624,570円となっている。
ベース平均賃金244,811円に対し、年末一時金妥結額は2.00月分となっている。
これを前年と比較すると、要求額で9,476円増、妥結額では3,008円増となっている。
なお、前年の妥結額が分かり、かつ本年の妥結額も把握できた企業の比較で見ると、前年の妥結額499,861円に対し、本年は496,930円、金額で2,931円、率で0.6%の減少となった。
- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「石油・石炭製品製造業(829,444円)」、「情報通信業(802,399円)」、「医療、福祉、教育、学習支援業(677,078円)」などの順となっている。
逆に低い産業は「建設業(331,717円)」、「金属製品製造業(351,800円)」、「運輸業(368,012円)」などの順となっている。

平成19年 年末一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満)

(平成19年12月31日現在)

事 項	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
	集計対象 企業数	ベース平均賃金	妥結額	要求額	左のうち前 年も妥結し た企業数	本年の妥結額	前年の妥結額
産 業 区 分	社	円	円	円	社	円	円
全 産 業 計	107	244,811	488,965	624,570	100	496,930	499,861
製 造 業	26	244,606	527,955	612,026	24	541,967	544,208
食 料 品・たばこ	19	236,058	518,358	584,705	17	537,010	534,077
繊 維、衣 服	0	0	0	0	0	0	0
化 学	1	×	×	×	1	×	×
石 油・石 炭 製 品	2	397,843	829,444	978,205	2	829,444	792,532
窯 業・土 石 製 品	1	×	×	×	1	×	×
鉄 鋼	1	×	×	×	1	×	×
金 属 製 品	2	194,847	351,800	432,000	2	351,800	364,600
農 林 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	5	230,365	331,717	477,452	5	331,717	339,404
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	4	246,725	619,281	713,275	4	619,281	623,193
情 報 通 信 業	7	322,399	802,399	1,099,353	7	802,399	822,991
運 輸 業	32	232,395	368,012	577,619	31	368,013	367,456
卸 売・小 売 業	14	224,105	479,978	520,349	13	474,245	474,542
金 融・保 険 業、不 動 産 業	5	267,819	632,457	692,874	5	632,457	670,529
飲 食 店、宿 泊 業	6	213,444	390,975	414,077	3	453,932	434,664
医 療、福 祉、教 育、学 習 支 援 業	4	291,877	677,078	871,295	4	677,078	676,146
複 合 サ ー ビ ス 業・サ ー ビ ス 業	4	269,524	531,836	694,433	4	531,836	513,247

1 数値は単純平均である。
2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

雇用最適化支援事業について ～土木技能者の職種転換支援のための研修のご案内～

背景

沖縄県の建設業については、公共工事の減少によって、道路建設など土木業における市場規模が縮小傾向にある一方で、ホテルや商業施設の建設など建築業の投資額は堅調な動きが見込まれています。労働市場もこの状況を反映し、土木業における平成19年新規求人倍率は0.45倍と供給過剰の状況を示していますが、建築工事部門の型枠・鉄筋工においては逆に2.67倍と人手不足となっています。

そこで県は、土木業に従事する技能労働者や求職中の技能者が型枠工や鉄筋工など求人の方が多い分野の技能を身につけて働き続けることができるよう、技能研修と職のマッチングを行う雇用最適化支援事業を業界団体と協力して実施することになりました。

事業の概要

土木業に従事する技能労働者又は土木業経験者で求職中の方を対象に、建築型枠工や鉄筋工など求人の方が多い分野の技能研修を実施します。また、修了者に対しては(社)沖縄県建設業協会において職のあっせんを行います。

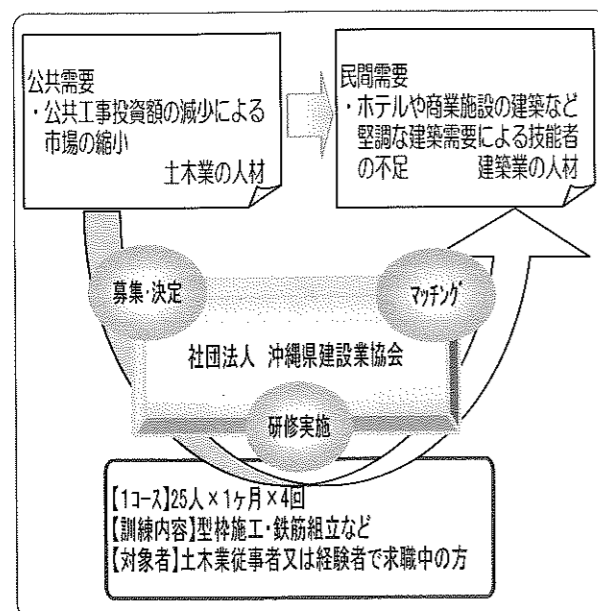
【事業主体】 沖縄県、(社)沖縄県建設業協会
 【事業期間】 平成20年度～平成22年度
 【研修概要】 建築型枠・鉄筋工技能研修など
 【研修期間】 約1ヶ月程度
 【研修規模】 25人×4回=100人/年

研修の内容

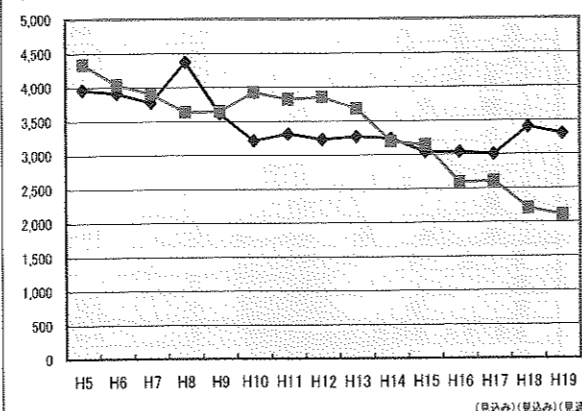
建築躯体工事技能研修（型枠工技能・鉄筋工技能）

- ①座学講座：建設躯体工事に必要な図面を読むための講座
 - ア. 住宅の基礎、柱、梁及びスラブに関する鉄筋作業並びに型枠作業概要
 - イ. // に関する図面読み取り
 - ウ. // に関する安全衛生
- ②実技研修：鉄筋コンクリート建築に必要な鉄筋作業や型枠作業に必要とされる技能実習
 - ア. コンクリートを流し込む前の鉄筋加工及び組立作業についての技能研修
 - イ. 鉄筋作業終了後、コンクリートを流し込むための型枠作業についての技能研修
 - ウ. 模擬家屋の組み立て実習

研修の内容



「建設投資（各目値）の推移（沖縄県）」

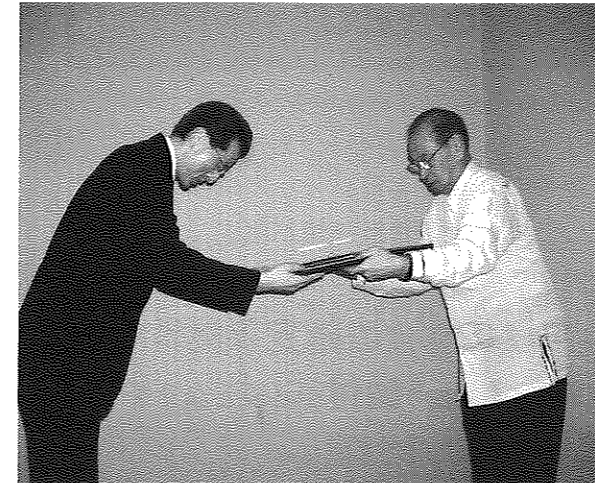


【お問い合わせ先】
 沖縄県観光商工部 雇用労政課(能力開発班)
 Tel: 098-866-2366

県外企業職場体験実習受入事業所 表彰式

平成20年1月30日(水)、高校3年生を対象とする県外企業職場体験実習に協力したチムニー株式会社(和泉学代表取締役社長)に感謝状の贈呈を行った。

東京都港区のグランドプリンスホテル新高輪にて、仲井眞弘多知事が同社の原信吾取締役人財本部長に感謝状と記念品を贈呈し、長年の実習受け入れ実績と沖縄県からの高卒者の採用に対し謝意を表した。



(左から原取締役人財本部長、仲井眞知事)



(左から友常部長代行、原取締役人財本部長、仲井眞知事、安里副知事、仲田観光商工部長)

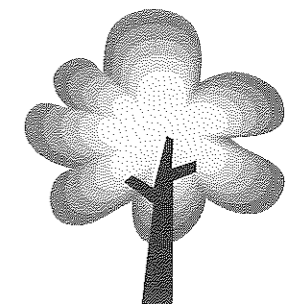
【県外企業職場体験実習概要】

昭和55年(1980年)から高校3年生を対象に、関東・中京・関西地区で3日間の職場体験実習を実施している。

平成19年度は28回目となり、これまでにのべ432社の事業所がのべ3,096人の実習生を受け入れ、チムニー株式会社は平成17年度から19年度までの3年間で16人の実習生を受け入れている。



(平成19年度チムニー(株)での職場体験実習)



平成20年度 労働保険年度更新のお知らせ

労働保険の**申告納付**はお早めに!!

期間：平成20年**4月1日(火)**～**5月20日(火)**

年度更新とは

労働保険は、毎保険年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）のはじめに、その年度の保険料をあらかじめ概算で申告・納付し、年度末に賃金総額が確定したところで精算することとなっております。

そこで、前年度に申告した概算保険料の精算（平成19年度の確定保険料）と新年度の概算保険料（平成20年度の概算保険料）の**申告・納付**が必要となります。

これらの手続きを同時に行うことを「**年度更新**」といいます。

この「**年度更新**」の手続きは、年度途中の事業終了後、確定申告がまだの場合や、賃金支払い・元請工事のない場合等であっても必ず行ってください。

年度更新手続きの期間

年度更新に係る保険料の**申告・納付期間**(窓口受付)は
4月1日(火)から**5月20日(火)**の間です。

申告書は4月の初めに各事業場あて届くよう送付いたしますので、必ずこの期間内に申告・納付の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

労働保険料の申告・納付

労働保険料の申告・納付は、労働保険徴収室、労働基準監督署で随時受け付けています。

また、最寄りの**金融機関・郵便局**においても、**申告・納付**の手続きを行うことができます。申告書へ所定の事項をご記入のうえ、申告書・納付書を切り離さずに窓口へご提出ください。

平成20年度、年度更新手続きの留意点

平成20年度からは、一括有期事業に係る「石綿健康被害救済のための一般拠出金」の申告・納付が始まります。(但し、事業(工事)が平成19年4月1日以降に始まったものに限ります。)

のみに限ります。

「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。平成19年度より全労災適用事業場が対象になっており、労働保険の申告・納付と併せて申告・納付していただいております。

労働保険年度更新に係るお問合せは

沖縄労働保険徴収室(電話098-868-4038)へ

又は、最寄の労働基準監督署、公共職業安定所へお問合せください

パートタイム労働法が改正されました!

～平成20年4月1日スタート～

1 労働条件の文書交付・説明義務

パートタイム労働者を雇い入れる際、労働基準法の義務に加え、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。

パートタイム労働者から求められたときは、事業主はそのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。

2 均衡のとれた待遇の確保の促進

働き・貢献に見合った公正な待遇の決定ルールを整備して下さい。

3 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者への転換を推進するための措置が義務化されます。

(例)

- ・通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する。
- ・通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える。
- ・パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

パートタイム労働法に関するお問い合わせは

沖縄労働局雇用均等室まで

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階 TEL (098)868-4380

改正パートタイム労働法関連資料 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>

労働条件書面明示強化月間

沖縄労働局 労働基準部監督課

3月は、「労働条件書面明示強化月間」です。

事業主は、パートタイム労働者を含め、すべての労働者を採用する時には、労働条件を書面の交付より明示する必要があります。これは、労働基準法第15条に定められたすべての事業主の義務です。

明示しなければならない労働条件の範囲は次の①～⑭で、そのうち①～⑤については書面による明示が義務づけられています。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ④ 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項
- ⑥ 昇給に関する事項
- ⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払の時期に関する事項
- ⑧ 臨時の賃金、賞与及び最低賃金額に関する事項
- ⑨ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩ 安全及び衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰及び制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

なお、詳細については、下記へお問い合わせ下さい。

労働条件明示のためのモデル様式「労働条件通知書」（沖縄労働局のホームページで、様式がダウンロードできます。また記載例も掲載されています。）がありますので活用して下さい。

お問合せは、

沖縄労働局 (<http://www.renkyu.net/okirodo/>)

労働基準部 監督課 098-868-4303

又は最寄りの各労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 098-868-8033

沖縄労働基準監督署 098-982-1263

名護労働基準監督署 0980-52-2691

宮古労働基準監督署 0980-72-2303

八重山労働基準監督署 0980-82-2344

労働契約法が施行されました

平成20年3月1日施行

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整える必要があることから、「労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的な事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行なわれるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資すること」を目的として策定されました。

概要

1 労働契約の締結

- (1) 対等立場の合理原則を明確化
- (2) 均等考慮及び仕事と生活の調和への配慮
- (3) 契約内容の理解促進
- (4) 契約内容の書面確認
- (5) 安全配慮

2 労働契約の変更

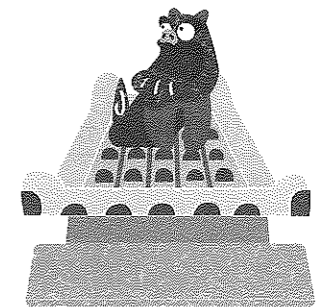
- (1) 合意原則の明確化
- (2) 一方的に就業規則の変更により労働者に不利益な変更が出来ないこと
- (3) 就業規則変更の合理性

3 労働契約の継続及び終了

- (1) 解雇の権利濫用の無効性
- (2) 懲戒の権利濫用の無効性

4 有期雇用契約

- (1) 契約期間中は、やむを得ない事由がある場合で無ければ、解雇が出来ないこと
- (2) 雇用期間が必要以上に細切れにならないような配慮



問合せ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇地方第2合同庁舎3階

沖縄労働局 基準部監督課 (098) 868-4303

総務部企画室 (098) 868-4403

試験

平成20年度前期技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成20年度前期技能検定試験を下記のとおり実施します。

項目		試験日程
受検受付		平成20年4月3日(木)から4月16日(水)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964 http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表	平成20年6月2日(月)
	実施	平成20年6月9日(月)から9月17日(水)まで
学科試験		平成20年7月27日(日)、8月24日(日)、8月31日(日)、 9月3日(水)、9月7日(日)
合格発表		平成20年8月27日(水) ★写真を除く3級職種が対象 平成20年10月3日(金)

実施職種

1. 1・2級(26職種37作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	タイル張り	タイル張り作業
造園	造園工事作業	畳製作	畳製作作業
機械加工	普通旋盤作業	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		アクリルゴム系塗膜防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		シーリング防水工事作業
	夕外板金作業	FRP防水工事作業	
工場板金	打出し板金作業	内装仕上げ 施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
電気機器 組立て	配電盤・制御盤 組立て作業		鋼製下地工事作業
建設機械 整備	建設機械整備作業		ホート仕上げ工事作業
婦人子供服 製造	婦人子供注文服製作作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
家具製作	家具手加工作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
建具製作	木製建具手加工作業	表装	壁装作業
印刷	オフセット印刷作業	塗装	木工塗装作業
石材施工	石張り作業	建築塗装	建築塗装作業
	石積み作業		金属塗装作業
とび	とび作業	広告美術 仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業
左官	左官作業	写真	※肖像写真作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

※肖像写真作業の1級は休止となっています。

2. 単一等級(3職種3作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
産業洗浄	高圧洗浄作業	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ工事作業
塗料調色	調色作業		

※路面標示施工は学科試験のみ実施。

3. 3級(8職種9作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	とび	とび作業
造園	造園工事作業	左官	左官作業
機械加工	普通旋盤作業	写真	肖像写真作業
	フライス盤作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業
機械保全	電気保全作業		

募集

「平成20年度前期技能五輪沖縄県予選大会」参加希望選手募集!

受付期間：平成20年4月3日(木)～4月16日(水)

青年技能者が技能レベルの日本一を競う第46回技能五輪全国大会(平成20年10月予定)の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。



第45回技能五輪全国大会(西洋料理職種)

1. 競技職種

- | | |
|---------|--------------|
| 普通旋盤作業 | 木製建具手加工作業 |
| タイル張り作業 | 婦人子供注文服製作作業 |
| 左官作業 | 広告面ペイント仕上げ作業 |
| 家具手加工作業 | フラワー装飾作業 |

2. 競技日程

競技課題公表 平成20年6月2日(月)
競技日 平成20年6月9日(月)から9月17日(水)まで※期間中で競技ごとに定められた日

3. 参加資格

学歴、実務経験年数の制限はなく昭和60年1日1日以降に生まれた者(23歳以下)

4. 選抜の方法

技能五輪沖縄県予選はその職種の2級技能検定実技試験の際、これと同じ問題によって競技を行います。

5. 参加手数料 15,700円

(※但し、婦人子供注文服製作作業のみ 13,000円)

6. 申込み・問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号
TEL 098(862)4278 FAX 098(866)4964 http://www.oki-vada.or.jp

ー沖縄県ワークライフバランス認証企業をご紹介しますー

県では、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について企業独自の取り組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として、平成19年10月に「沖縄県ワークライフバランス企業認証制度」をスタートさせました。

ワークライフバランス企業として認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の「一般事業主行動計画の策定・届出」プラスαの取り組みが求められます。平成20年3月までに認証された企業と、それぞれの取り組みの一部をご紹介します。



医療法人 信和会（沖縄第一病院）
従業員数 394人（うち男性127人、女性267人）
一般事業主行動計画：H17. 4. 1～H22. 3. 31

<取り組み内容>

- ・女性社員の育児休業と育児短時間勤務の取得率が100%
- ・毎年夏祭りを開催し、地域住民との交流を図る。

株式会社 沖縄富士通システムエンジニアリング
従業員数 226人（うち男性183人、女性43人）
一般事業主行動計画：H17.4.1～H19.3.31/H19.4.1～H22.3.31

<取り組み内容>

- ・女性社員の育児休業取得率が100%。男性社員の育児休業者1名。
- ・ファミリーアシスト給付（配偶者、子に対しそれぞれ月1万円）を実施。

株式会社 ざまみダンボール
従業員数 170人（うち男性128人、女性42人）
一般事業主行動計画：H20. 2. 20～H22. 6. 30

<取り組み内容>

- ・育休中は契約社員を採用するなど、休業者が原職復帰しやすいよう工夫。
- ・年次有給休暇の時間単位での取得が可能。

株式会社 かりゆし
従業員数 450人（うち男性255人、女性195人）
一般事業主行動計画：H17.4.1～H19.3.31/H19.4.1～H22.3.31

<取り組み内容>

- ・3歳以上の子を養育する社員も短時間勤務（6.5時間）ができる。
- ・育児休業中の社員に対する情報提供のため、「社内新聞」を送付。

株式会社 沖縄イゲトー
従業員数 39人（うち男性24人、女性15人）
一般事業主行動計画：H20. 3. 1～H23. 2. 28

<取り組み内容>

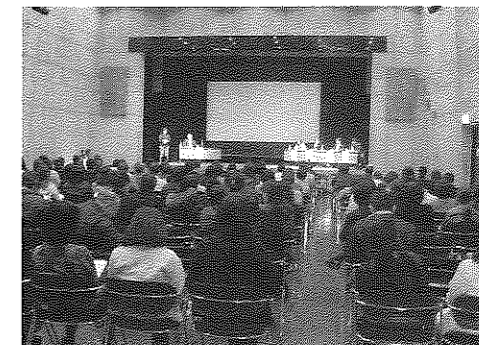
- ・女性の育児休業取得率が高く、全員職場復帰している。
- ・地元開催のマラソン大会に協賛し、ボランティア活動を呼びかけている。

申請書の提出・問い合わせは 沖縄県観光商工部雇用労政課（TEL866-2366）まで

▼要綱・様式のダウンロードは下記URLからできます。
「沖縄県トップ」>「産業・仕事」>「雇用・労働」>「労政福祉」
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=14934&page=1>

障害者自立支援調査研究プロジェクト

障がい児の「将来働きたい」を応援する保護者向け フォーラムを開催しました



企業や社会の現場では、どのような人材が求められているのでしょうか。障がい児の「将来働きたい」という希望を応援するために取り組めることは何か、をテーマに、県内4地区において、保護者をはじめ障がい児を取り巻く支援者向けフォーラムを開催しました。

講演は、「将来働くために今できること」と題して、全国就業支援ネットワーク会長、北部障害者就業・生活支援センターティータ&チムチム所長の崎濱秀政氏が行いました。崎濱氏の就労支援のきっかけは、施設にいた障がい児の「働きたい」という希望でした。まだ知的の障がい者が就労することがなかった時代に、決して就労を諦めない本人を応援したことがきっかけで、障がい者も社会人として働けることを確信し、今日の支援に至っています。崎濱氏は、障がいがあるからといって周囲がすべてやってくれることが逆に本人の選択肢を狭めてしまっていると言い、①働ける働けないは周囲が決めることではない、②子供の時期は本人のやりたいことを探す、③本人が直接社会資源とつながる、④日常生活で役割を持つ、等が提案されました。「特別支援教育とは、本人達が特別ということではなく、支援方法が特別であるだけ」であり、健常者が将来社会参加することと何ら変わりはないことを指摘しました。

また、働く当事者（身体、知的、発達等）による体験発表では、働くにあたって経験した不安や悩み、コミュニケーションがうまくいなくて苦労したこと、上司にかけてもらった嬉しい言葉、現在の目標、余暇活動などについて発表されました。何故自分は働くのかという問題を見つめ、現在の生活や人生について前向きに取り組む様子は、保護者や障がい児に希望を与えたのではないのでしょうか。さらに、「障がいを持って社会に出ることはやはり大変。しかし、周囲の方は理解しようと、助けようとしてくれる。だから私達は自分の障がいの状態について明確に伝えていく必要がある。また、私達は受け身になりがちだが、自分が日々成長していくために、たくさんの方々と話し、様々な情報を得て、それを生かしていけるような努力も大事だと思う。みなさんの人生が希望に満ちあふれたものでありますように」との力強いメッセージをいただきました。

その他、シンポジウムにおいて、雇用企業、保護者、支援者から発表がありました。

当フォーラムのキーワードとして、①社会でのアセスメント、②本人が主役、③子供の頃から社会でチャレンジする機会、があげられます。障がい者の「働きたい」を応援するために、子供の頃から可能性を広げる取り組みを進めることが確認されました。

定年後嘱託として再雇用された時の 年休の取扱いについて

<相談内容>

私は今年3月に定年を迎えますが、定年後は嘱託として引続き再雇用される予定です。現役のときの年休が25日間残っています。身分が正職員から嘱託に変わり、賃金や勤務条件が変わります。正職員のときの年休が25日間も残っていますが、正職員のときの年休は嘱託になっても行使できるでしょうか。

<回答>

一般的に年次有給休暇(以下「年休」という。)は、退職によって未消化分は消滅しますが、それは雇用関係が存在しない以上休暇をとること自体もはや不可能だからです。ところが、定年退職後の再雇用制は、確かに、賃金その他労働条件は大きく変わり、身分も正社員から切り替えられるわけですが、それは雇用契約の改定ではありますが、雇用関係そのものが消滅するものではありません。したがって、定年に達した者でも再雇用された者については、定年時の未消化の年休は消滅しないので、再雇用後に行使できる扱いです。

<ポイント>

1、再雇用後に発生する年休の取り扱い

労働基準法第39条では「継続勤務」を年休発生要件の一つとしていますが、定年退職によって、この「継続勤務」が断たれるかどうか問題となります。

行政解釈では、「継続勤務とは在籍期間を指し、継続勤務か否かについては、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであり、例えば定年退職後の嘱託勤務、法(労基法)第21条各号該当者(日々雇入れられる者、二箇月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者)、一定月ごとに契約更新して六箇月以上に及んでいる臨時工等でその実態よりみて引き続き使用されると認められる場合には、勤務年数を通算する(昭和63・3・14基発第150号)」

2、「継続勤務」の判例

- 1) 労基法39条1項に言う「継続勤務」とは事実上の就労の継続を意味するものではなく、同一使用者のもとで一定期間被用者の地位を継続すること、すなわち労働契約の継続を意味するものと解する(名古屋地裁 昭46・5・24)。
- 2) 一年間の期間の定めのある雇用契約を繰り返し更新し、途中中断することなく継続雇用されている者に対する労働基準法39条の適用については、これらの者は継続勤務したものととして所定の日数の年休を与えなければならず、当該年度に消化されなかった年休の繰越しも認めるべきである(東京地裁 平9・12・1)。

3、定年制の意義

- 1) 定年制とは、労働者が一定の年齢に達したことを理由として、労働者の意思に関係なく労働契約を終了する制度をいう(高年齢者雇用安定法8条等)。定年制の採用は当事者である労使の自由である。
- 2) 定年制は、労働契約の存続の最終期限を定めたものであり、労働者に定年年齢まで継続勤務を義務付けているものではない。定年前であっても労働者には辞職(自己都合退職)する権利があり、使用者にも合理的・客観的理由等労働法規に反しない解雇をする権限がある。
- 3) 労働契約の期間の定めは、その期間中は原則としてやむを得ない理由がなければ辞職又は解雇ができないので、定年制とは異なる。したがって、定年制を採用して長期間労働者を使用してもそれは労働契約の期間を定めたものではないので、労基法14条の労働契約期間の制限(3年または5年)に反するものではない。

平成19年取扱事件の概況について

今回は、平成19年に当委員会で取り扱った事件(不当労働行為事件、あっせん事件及び個別あっせん事件)の概況について、ご紹介します。

1 不当労働行為の審査

平成19年の取り扱った不当労働行為事件は3件で、そのうち平成19年に終了した2件の審査期間は、462日及び121日となっており、目標期間(1年6月)内となっています。残りの1件は平成20年へ繰り越しとなっています。審査の実施状況は、下記のとおりです。

事件番号	申立事項	申立年月日 --- 終結年月日	終結状況	調査回数	審問回数	審査期間の 日数	
1	平成18年(不) 第1号事件	・不利益取扱い ・団体交渉応諾	H18.3.15 --- H19.6.19	命令(棄却)	4	5	462
2	平成19年(不) 第1号事件	・不利益取扱い ・団体交渉応諾 ・支配介入	H19.1.30 --- H19.5.30	取下	0	0	121
3	平成19年(不) 第2号事件	・不利益取扱い ・団体交渉応諾	H19.6.12 --- 係属中	次年繰越	5	1	係属中

2 労働争議の調整

平成19年に取り扱った調整(あっせん)事件は10件で、すべて労働組合からの申請となっており、解雇や配置転換、団体交渉促進を調整事項とするケースが多くなっています。調整事項は下記表(2)、業種別申請件数は表(3)のとおりです。

(1) 取扱件数

係属件数			終結状況						平均所要 日数	解決率 (%)	次年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	計	平均調整 回数				
0	10	10	4	3	2	9	1.3	30	57.1	1	

注)各平均は、年内に終了した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件を除く)の平均値
解決率は、解決件数÷取下げを除く終結件数×100

(2) 調整事項別件数(新規申請分)

組合承認 組合活動	協約効力 解釈	賃金等		給与以外の労働条件		経営又は人事		福利 厚生	団交 促進	その他	
		諸手当	退職金	労働時間	その他	配転	解雇				その他
1	1	1	1	1	2	3	4	2	1	3	1

注)申請は複数の調整事項を有することがあるため、申請件数とは一致しない。

(3) 業種別申請件数(新規申請分)

製造業	情報通信業	卸売・小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	公務	計
1	2	2	1	1	3	10

3 個別労働関係紛争のあっせん

平成19年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は、労働者からの申請による1件となっています。業種は卸売業・小売業、あっせん事項は配置転換や懲戒処分等の取消等となっており、あっせんの所要日数は92日で、取下により終了しています。

☆事務局から一言☆

労働委員会の手続きは無料です。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁2階) TEL:098-866-2551
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数	完全失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H17=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
平成9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	102.6	102.7
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
19年1月	32,350	273,814	11,384	98,732	47	7.6	30,817	12,405	0.40	2,173	99.6	100.0
2月	32,226	273,280	11,414	96,251	47	7.6	31,807	14,281	0.45	2,402	99.3	99.5
3月	32,191	266,534	11,322	99,295	46	7.5	33,524	15,920	0.47	3,070	99.1	99.8
4月	32,769	274,115	11,378	96,736	50	8.0	34,747	14,769	0.43	2,822	99.3	100.1
5月	32,876	271,734	11,408	98,416	47	7.3	35,073	13,732	0.39	2,609	99.9	100.4
6月	32,905	270,832	11,548	98,413	49	7.5	34,141	13,294	0.39	2,539	99.7	100.2
7月	32,904	272,801	11,611	93,097	51	7.9	33,190	13,361	0.40	2,376	100.0	100.1
8月	32,810	275,349	11,658	94,405	49	7.5	32,334	13,654	0.42	2,453	100.7	100.6
9月	32,823	273,971	11,676	95,169	50	7.6	31,237	13,856	0.44	2,146	100.9	100.6
10月	32,830	269,504	11,741	103,274	48	7.4	32,380	14,273	0.44	2,771	101.2	100.9
11月	32,929	266,243	11,786	101,585	46	7.1	30,840	12,966	0.42	2,321	101.1	100.7
12月	32,949	266,720	11,773	100,912	46	7.2	28,119	11,853	0.42	1,869	101.2	100.9
資料出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
19年1月	144.9	149.3	132.0	140.9	12.9	8.4	306,614	249,835	297,345	249,398	9,269	437
2月	151.1	147.5	137.9	139.4	13.2	8.1	301,447	246,965	297,887	245,739	3,560	1,226
3月	154.5	153.1	140.8	144.4	13.7	8.7	315,592	251,375	299,319	248,416	16,273	2,959
4月	158.0	153.7	144.0	145.4	14.0	8.3	311,569	251,955	302,781	247,134	8,788	4,821
5月	151.5	152.9	138.6	145.1	12.9	7.8	306,867	248,424	298,206	247,270	8,661	1,154
6月	159.5	155.1	146.4	147.7	13.1	7.4	573,522	442,633	300,025	247,984	273,497	194,649
7月	157.4	152.3	144.2	144.2	13.2	8.1	440,010	323,677	299,687	247,930	140,323	75,747
8月	152.1	154.0	139.3	146.0	12.8	8.0	311,171	265,454	298,369	249,117	12,802	16,337
9月	151.3	149.2	138.0	141.4	13.3	7.8	303,649	249,843	299,224	248,578	4,425	1,265
10月	156.4	155.6	142.8	147.8	13.6	7.8	306,409	250,328	300,882	249,098	5,527	1,230
11月	160.2	155.5	146.4	147.3	13.8	8.2	328,795	251,324	301,638	247,182	27,157	4,142
12月	153.2	150.2	139.3	141.5	13.9	8.7	720,733	553,919	301,955	247,378	418,778	306,541
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」101号 (琉球労働から通巻175号)

2008年3月31日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL (098) 866-2366
 FAX (098) 866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/> ▶ 目的別メニュー (雇用・労働) ▶ 労政福祉

発行人/比嘉 徹
 印刷所/(株)アドヴァンス・アベニア
 〒902-0072 那覇市真地295-1
 TEL (098) 855-2900
 FAX (098) 855-2911